

指定管理者募集要項

静岡市清水港海づり公園

静岡市経済局海洋政策部 B X 推進課

指定管理者募集要項

静岡市（以下「市」という。）は、多様化するニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活かしつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とし、静岡市清水港海づり公園について、指定管理者制度による管理運営をしていただく指定管理者を公募します。

指定管理業務の詳細は、別途「指定管理者業務仕様書」を御覧ください。

1 公の施設の概要

- | | | |
|-------|---|---|
| (1) 名 | 称 | 静岡市清水港海づり公園 |
| (2) 所 | 在 | 地 静岡市清水区興津本町地先 |
| (3) 規 | 模 | ①栈橋 1,665㎡ 幅10m 延長約170m
②管理棟 約83㎡（令和9年3月完成予定）
③その他 ①②の施設に附帯する施設 |
| (4) 建 | 築 | 時 期 ①栈橋は令和8年2月完成
②管理棟、③その他は令和9年3月完成予定 |

2 指定管理業務の内容

静岡市清水港海づり公園条例第17条に掲げる業務の実現に必要な内容として、別紙仕様書に記載するもの。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間
この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 海づり公園施設の管理運営及び利用促進に関する人材及びネットワーク等を有していること。
- (6) 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）での申請も可能。

※なお、共同事業体で応募する場合は、以下の点に注意すること。

- ア 代表となる団体を選定し代表構成員とすること。
- イ 他の団体は当該共同事業体のその他構成員とします。
- ウ 単独で応募した団体は他の共同事業体の構成員になることはできない。
- エ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできない。
- オ 共同事業体を構成するすべての団体が（1）から（5）までの条件を満たすこと。
- カ 共同事業体の構成団体の変更は認めない。

※ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りではない。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する団体
- （２）静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- （３）直近の１年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- （４）会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- （５）静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第７条第１項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する書類

（１）申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本１部、副本１０部です。

ア 静岡市清水港海づり公園指定管理者指定申請書（規則様式第４号）

イ 静岡市清水港海づり公園事業計画書（規則様式第５号）

※仕様書に示した業務内容や自主事業提案などの具体化が読み取れるよう、適宜見出し等を追加して作成する。枚数は最大30枚程度とする。

ウ 静岡市清水港海づり公園事業計画に関する収支予算書（規則様式第６号）

※指定期間５年間の総括収支表、単年度ごとの収支、内容を示す

※指定管理業務の収支と自主事業の収支は、分けて示す

※必要に応じ、適宜小区分などを設ける

エ その他添付書類（グループの場合は、構成員となるすべての団体のもの）

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本

（イ）役員名簿

（ウ）経営（事業）状況に関する書類

令和５年度から令和７年度までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

（エ）市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近１年分の納税証明書

（オ）静岡市清水港海づり公園の管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等

（カ）本指定管理業務に関連する事業実績（施設管理業務、海づり施設管理運営）の一覧

（キ）令和４年度以降の海づり施設管理運営実績の内容を確認できる資料、契約書の写し等

（ク）申請に関する連絡先（募集要項 様式第１号）

（ケ）グループ申請の場合は、グループの構成員を記載した書類、グループ協定書の写し、委任状（募集要項 様式第２号）、印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

(2) 申請方法

直接持参又は郵送

(3) 提出場所

静岡市役所経済局海洋政策部 B X 推進課

(静岡市清水区港町二丁目10番1号 浪漫館14階)

(4) 募集期間

令和8年11月2日(月)から令和8年12月1日(火)まで(必着)

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く

(5) 説明会の開催

応募を予定する団体等に対して、下記のとおり現地見学及び説明会を開催します。なお、施設および公募内容を理解いただいた上で応募いただく観点から、応募する事業者は、現地見学および説明会への参加を必須とします。

ア 開催日時 令和8年11月5日(木)

現地見学：10時30分から12時まで

説明会：13時30分から15時まで

イ 集合場所

現地見学：清水区興津本町地先(静岡市清水港海づり公園)

説明会：静岡市役所清水庁舎3階 306会議室

(静岡市清水区相生町6-8)

ウ 参加申込

参加を希望する団体等は、令和8年11月2日(月)17時までに「清水港海づり公園説明会参加申込」の旨、メールにて、応募団体名、参加者役職・氏名、連絡先(電話・メール)をご連絡ください。

見学・説明会参加は1団体3名以内とします。

宛先：bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

(6) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

ア 受付期間

令和8年11月2日(月)から令和8年11月13日(金)まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く

イ 提出方法

別紙「質問票」に記入の上、直接持参又はメールにより受付期間内に B X 推進課へ提出してください。

宛先：bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

ウ 回答日

令和8年11月19日(木)(予定)

エ 回答方法

質問者及び申請予定団体(説明会参加者)にメールで回答します。

(7) その他留意事項等

ア 不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

(ア) 複数の事業計画書を提出した場合

(イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合

(ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

- (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

(ア) 著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要の場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(イ) 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(ウ) 返却

一度提出された書類は、お返ししません。

(エ) 申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ 申請に当たっての費用負担

申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

B X推進課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日時・場所の詳細については後日連絡いたします（令和8年12月9日（水）予定）。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、指定管理申請者審査表（様式第18号）のとおりとします。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和9年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- イ 指定管理者に指定する団体の名称
- ウ 指定期間

（５）選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

８ 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和9年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり市と協定を締結します。

（１）協定を締結する主な事項

- ア 事業計画に関する事項
- イ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（２）協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ア 正当な理由なく、協定の締結に応じないとき
- イ 財務状況の悪化により、管理業務の履行が確実にできないと認められたとき。
- ウ 著しく社会的信用を損ない、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

９ その他

（１）情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

（２）指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は、指定が終了になります。指定取消等を行った場合、その結果として市が被った損害の有無を確認するとともに、市は指定管理者に対し、損害賠償請求を行うか検討することとします。

(3) その他留意事項

- ア 公の施設であることを認識し、利用者に対して常に公平な運営を心掛け、特定の利用者に有利又は不利な取り扱いはしないこと。
- イ 施設の運営管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を、第三者に漏らしたり自己利益のために利用しないこと。
- ウ 募集要項及び仕様書に規定するもののほか、指定管理の業務の内容等について定めのない事項又は疑義が生じた場合には、市と指定管理者は誠意をもって協議し、解決に努めること。

(4) 問合せ先

〒424 - 0943 静岡市清水区港町2丁目10番1号 浪漫館14階
静岡市役所経済局B X推進課総務・B X推進係
電話 054 - 354 - 2656
E-mail bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp